

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

大津町は、熊本市と阿蘇山の中間に位置しており、北は、阿蘇外輪山の鞍岳（1119m）、矢護山（935m）から広がる広大な山林と、それよりゆるやかな傾斜をなして広がる北部畑作地帯で、矢護川、平川の両河川が縦横に流れている。南は、阿蘇山を源とする白川が俵山（1090m）の裾野を流れ水田地帯を形成している。

このような地理的条件から、梅雨時期には阿蘇地方や鞍岳一帯の雨量によって白川、矢護川、平川の水位が著しく激動し、洪水の危険が増大する。町北部は、矢護川、平川の流れにより起伏の激しい複雑な地形のためがけ崩れ、土石流災害の発生が予想される。町中心部においても、近年都市化や宅地造成等により上井手への水の流入量が年々増加しつつあり、家屋への浸水等の被害が懸念される。秋及び台風期には、その進路によっては、驚くべき豪雨出水をもたらし、各地に被害をもたらしている。阿蘇火山噴火については、現在の段階では噴火の予知は非常に困難であるが、過去においては、噴火による火山灰（ヨナ）で農作物等に多大な被害をもたらしている。

また、大津町の南部には、熊本県内から一部鹿児島県北部に位置する布田川・日奈久断層帯が存在し、平成28年熊本地震の原因としてはこの断層帯の活動が指摘されている。地震発生の予知は難しく、地震発生以前の布田川区間の地震発生確率は30年以内において最大0.9%で全国の主な活断層の中では「やや高い」と評価されていた。

（1）地域の灾害リスク

（洪水：防災マップ）

大津町のハザードマップによると、当会が立地する市街地地域においては洪水被害の危険性は低いと予想されており、市街地の商業地区においても危険性は低いと予想されている。また、製造業者の集積する町内工業団地（3か所）においても危険性は低いと予想されている。

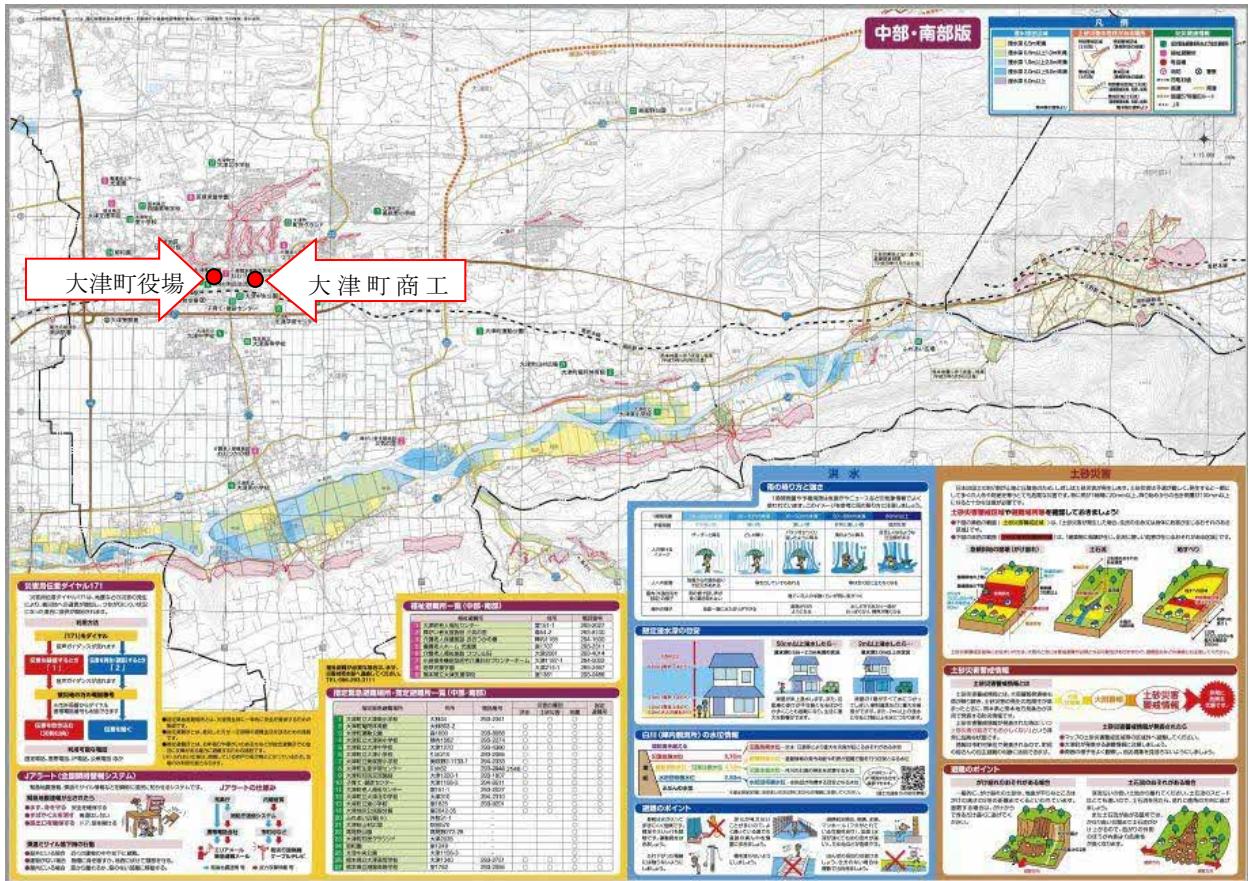
一方、白川沿いにおいては浸水が予想されており、最大5.0m以上10m未満（または10m以上）の浸水深が予想されている。



（参考）大津町防災ハザードマップ

<https://www.town.ozu.kumamoto.jp/bousai/kiji0037638/index.html>

<大津町中部・南部版 防災ハザードマップ>

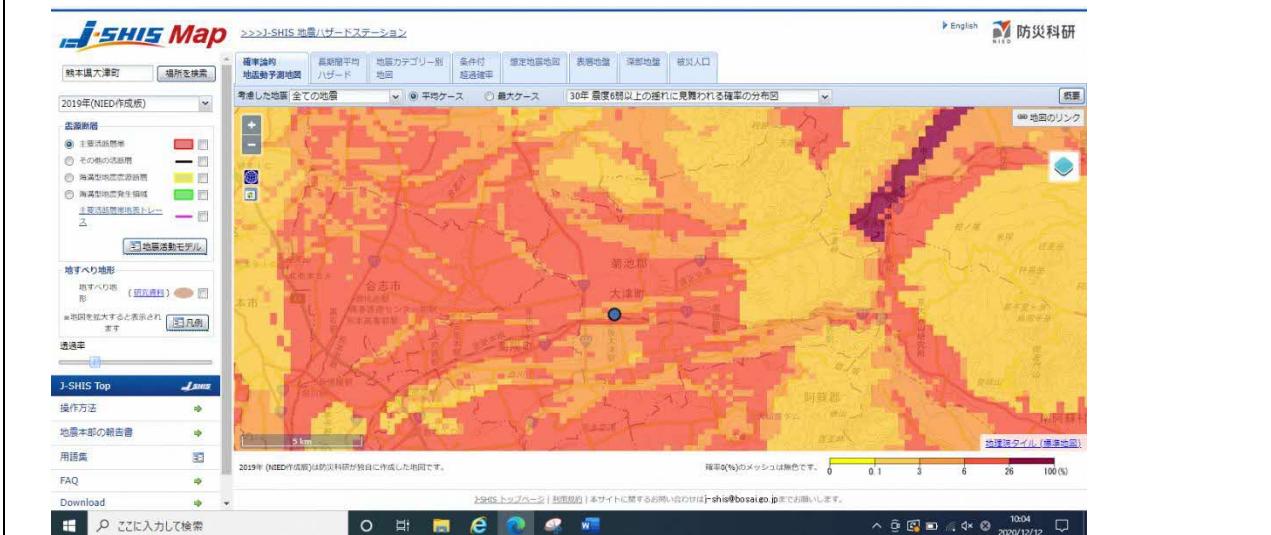


(土砂災害：防災マップ)

大津町の防災マップによると、町北部にある矢護川・真木地区、白川流域の瀬田地区は土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、山林地域となっている。

(地震：J-SHS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、大津町内各地域により予想は異なるが、震度6弱以上の地震が今後30年間で10%以内の確率で発生すると予想されている。



(その他)

大津町における風水害は、昭和28年の白川流域における風水害が最も大きく、災害救助法の適用を受けた。その後も昭和32年、昭和40年、昭和55年と水害による被害を受け、平成9年7月に発生した鞍岳一帯の記録的な豪雨や、平成24年7月の九州北部豪雨では白川沿いの水田や民家への浸水、真木地区の民家流出など甚大な被害が発生した。

台風では、平成3年の台風19号や平成11年の台風18号と平成16年の台風16・18・21・23号及び平成27年8月には16年ぶりに熊本県に上陸した台風15号により県下全域が甚大な被害を被った。このように、集中豪雨、台風等による被害が数多く発生している。

一方、地震では、平成28年4月に熊本地震が発生し、14日はマグニチュード(M)6.5、16日はM7.3の地震により、ともに最大震度7を記録した(平成29年3月31日までの有感地震は4,284回)。16日の本震では、大津町全域で断水及び停電が発生するとともに、住民約13,000名が避難した。平成29年3月31日時点での人的被害は40名(関連死4名、重傷者26名、軽傷者10名)、家屋の被害は、1,526棟(全壊154棟・大規模半壊222棟・半壊1,150棟)にのぼる。一般道路では、国道57号線の寸断、ミルクロードの面崩落及び県道・町道の路面陥没・ひび割れが発生した。

(感染症)

新型感染症は、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のような新型感染症は国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町において多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

- 商工業者数 1,062人
- 小規模事業者数 723人

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	99	町内に広く分布している。
	製造業	130	町内に広く分布しているが、3つの工業団地集積は高い。
	卸小売業	295	卸売業:町内にまんべんなく分布している。 小売業:町内中心市街地に多い。大型商業施設も中心市街地周辺に隣接している。
	サービス業	238	市内に分散している。
	飲食・宿泊業	148	中心市街地に多い。
	その他	152	市内に広く分散している。
	合計	1,062	723

(3) これまでの取組

1) 大津町の取組

- 大津町地域防災計画の策定、公表(毎年見直し)
- 大津町防災会議の実施(毎年6月頃実施)
- 大津町総合防災訓練の実施(毎年10月実施)
- 洪水、土砂災害ハザードマップの策定、全戸配布
- ため池ハザードマップの策定(仮宿地区)

2) 大津町商工会の取組

- ・B C P（事業継続計画）の策定セミナー
- ・くまもと共済と連携した損害保険への加入促進
- ・大津町が実施する防災訓練への参加及び協力

II. 課題

現状では、緊急時の取り組み詳細が定まっていない事項が多く、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や体調不良者を出社させないルール作り、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどの必要がある。

III. 目標

- ・災害時におけるリスクに対する情報に対して、当会と大津町との間で地区内の中規模事業者に対し災害リスクや感染リスクを認識させ、事業者B C Pの策定等の事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と大津町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を構築する。
また、感染症においては、感染発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう組織内の体制を構築すると共に、関係機関との連携体制を平時から構築する。

(目標値)

	現行	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
セミナー開催件数： 商工会主催で年1回 開催。新型コロナウイルス感染症のリスク を考慮し、会場集合型 とWEB参加型を事業者が選択できるように 準備する。	1回	1回	1回	1回	1回	1回
B C P策定件数： 商工会経営指導員1 名あたり年1件を策 定目標とする。	2件	2件	2件	3件	3件	5件

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と大津町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・大津町が策定した「大津町地域防災計画」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導時や窓口相談時に、防災マップを用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災・地震補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・当会会報や大津町広報、ホームページ等において、国・県の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険・共済の概要、事業者BCPに積極的に取り組む事業者の紹介を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
(<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20200827>)
- ・事業者に対し、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和2年11月に事業継続計画を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・熊本県火災共済協同組合に専門家の派遣を依頼し、会員事業所以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険・共済の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険・共済（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・（仮称）大津町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会・大津町）を開催し、状況確認や改善点について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、大津町との連絡ルートの確認等を行う。
- ・大津町が実施する防災訓練の日程に合わせて訓練を行う。

<2. 発災後の対策>

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内にLINEを活用し、職員の安否確認を行う。併せて、全国商工会連合会が提供する「商工会災害状況報告システム」を利用し、業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況など）等を当会と当町で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所内の接触が多い箇所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、大津町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と大津町との間で、被害状況の確認や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
例え豪雨の際には、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。
- ・当会または大津町の職員全員が被災する等により応急対策ができない場合に、当会または大津町の応急的な役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、5日以内に情報を共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

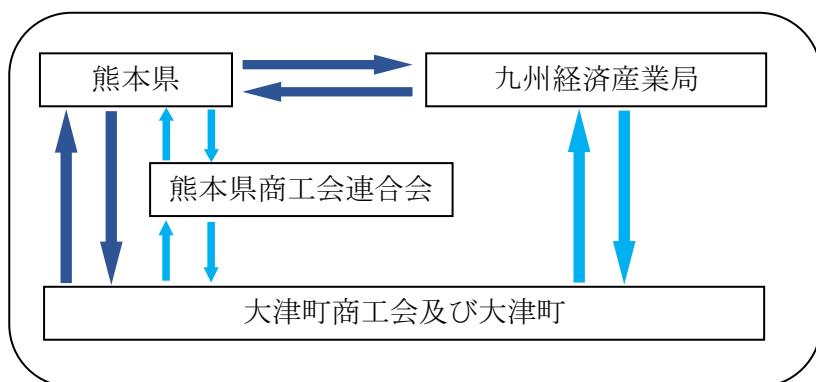
- ・本計画により、当会と大津町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・大津町で取りまとめた「大津町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発災時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と大津町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法についてあらかじめ確認しておく。
- ・当会と大津町が共有した情報を、県商工振興金融課あてメールにて当会より報告する。
- ・感染症流行の場合、国や熊本県からの情報や方針に基づき、当会と大津町が共有した情報を熊本県の指定する方法にて当会又は大津町より熊本県へ報告する。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・当会は、臨時に対応できる相談窓口を開設する方法について、大津町と検討のうえ、地区内小規模事業者への周知を図る。（当会は国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認できた場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。（当会と大津町で被害状況の情報収集を分担して行う場合、役割分担（担当地区、担当企業等）をあらかじめ明確化しておく。）
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や熊本県、大津町の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。
- ・地区内中小・小規模事業者から要請・要望がある場合は、当会・大津町で集約し、熊本県と情報共有を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策の情報提供や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・熊本県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を熊本県等に相談する。
- ・発災後の各種支援制度（融資制度、補助制度等）についても、国の機関や熊本県等を通じて当会及び大津町で情報収集を行い、事業者への情報提供を行う。

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに熊本県へ報告する。

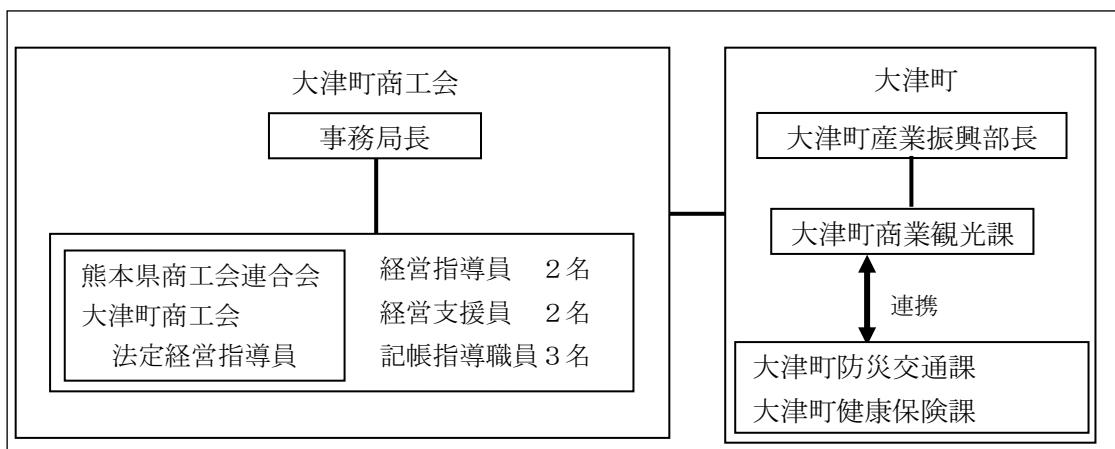
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年4月1日)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 椎名岳雄 熊本県商工会連合会特任支援課

〒860-0801 熊本県熊本市中央区安政町3番13号
熊本県商工会館7階

TEL 096-325-5161/FAX 096-325-7640

法定経営指導員 高木 信 大津町商工会

〒869-1233 熊本県菊池郡大津町大字大津1232-2
TEL 096-293-3421/FAX 096-293-3429

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

・本計画の具体的な取組の企画や実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し等のフォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①大津町商工会

〒861-1233 熊本県菊池郡大津町大字大津1232-2
TEL 096-293-3421/FAX 096-293-3429
E-mail oozu@lime.ocn.ne.jp

② 大津町商業観光課

〒869-1233 熊本県菊池郡大津町大字大津1233
TEL 096-293-3115/FAX 096-294-2868
E-mail syougyoukankou@town.ozu.kumamoto.jp

・上記内容に変化が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
講師謝金	110	110	110	110	110
講師旅費	50	50	50	50	50
資料印刷費	40	40	40	40	40

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

大津町補助金、伴走型小規模事業者支援推進事業等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項